

藤沢市における重層的支援体制整備事業の本格実施 及び事業実施計画の策定について

本市ではこれまで、少子高齢化の進展に伴う社会経済状況の変化や、地域生活課題の複合化・複雑化などに対応するために、高齢者を対象とする地域包括ケアシステムの考え方を世代や属性を超えたものへと普遍化し、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちをめざす「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進してきました。

一方、国においても、市町村における包括的な支援体制の整備を推進することで、誰もが安心して共生できる「地域共生社会の実現」をめざすために、平成29年6月、その基盤となる社会福祉法の改正を行いました。

そして、市町村が包括的な支援体制を整備するための具体的手法として、令和2年6月、社会福祉法のさらなる改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、実施について努力義務が課せられました。

本市では、先行して取り組んできた「藤沢型地域包括ケアシステム」に基づく施策・事業との整合性を図り、国による補助金等の一括交付金化への対応を検討しながら、令和5年度からの本格実施に向けて重層的支援体制整備事業への移行準備を進めています。

また、法定事業と関連する各種事業についての位置付けや役割、実施体制等を明確にするため、「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」の策定を進めています。

1 本市における重層的支援体制整備事業の実施について

(1) 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、市町村が、地域における複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための具体的手法として創設されました（実施は任意）。

また、同事業を実施する場合には、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めるものとされました。

重層的支援体制整備事業は、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に展開するもので、地域生活課題を抱えるすべての住民を事業の対象者とし、個別支援と地域支援の両面から、人と人とのつながりを基盤とした、重層的なセーフティネットの構築をめざすものです。

そして、これら3つの支援を一層効果的、円滑に実施するために「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「多機関協働による支援」を新たな機能として強化し、一体的に実施するものとされています。

これらの支援を、既存の事業を含めて、法律上の枠組みとして整理し

たものが、図表 1 となります。

図表 1

事業の種類		既存制度の対象事業等
① 包括的相談支援事業		(介護) 地域包括支援センターの運営
		(障がい) 障がい者相談支援事業
		(子ども) 利用者支援事業
		(生活困窮) 自立相談支援事業
② 地域づくり事業		(介護) ・一般介護予防事業 (地域介護予防活動支援事業) ・生活支援体制整備事業
		(障がい) 地域活動支援センター事業
		(子ども) 地域子育て支援拠点事業
		(生活困窮) 生活困窮者等のための地域づくり事業
③ 多機関協働事業等	多機関協働事業	※新規 支援関係機関等からつながれた、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う事業
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	※新規 複合化・複雑化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業
	参加支援事業	※新規 社会とのつながりを回復するため、本人やその世帯のニーズや抱える課題を丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネート及びマッチングを行う事業

(2) 本市における重層的支援体制整備事業の本格実施について

本市では、重層的支援体制整備事業の本格実施により、これまで「藤沢型地域包括ケアシステム」として進めてきた取組のさらなる深化につながると考えられることから、諸施策・諸事業及び予算の体系的整理などを行いながら、移行準備を進めてきました。

また、事業を適切かつ効果的に実施するため、「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」の案を策定し、庁内外における説明・意見聴取を行ってきました。

これらを踏まえ、現在、本市では、令和 5 年度からの事業の本格実施に向けて、最終的な調整を進めています。

2 藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画の策定について

(1) 計画の位置付け

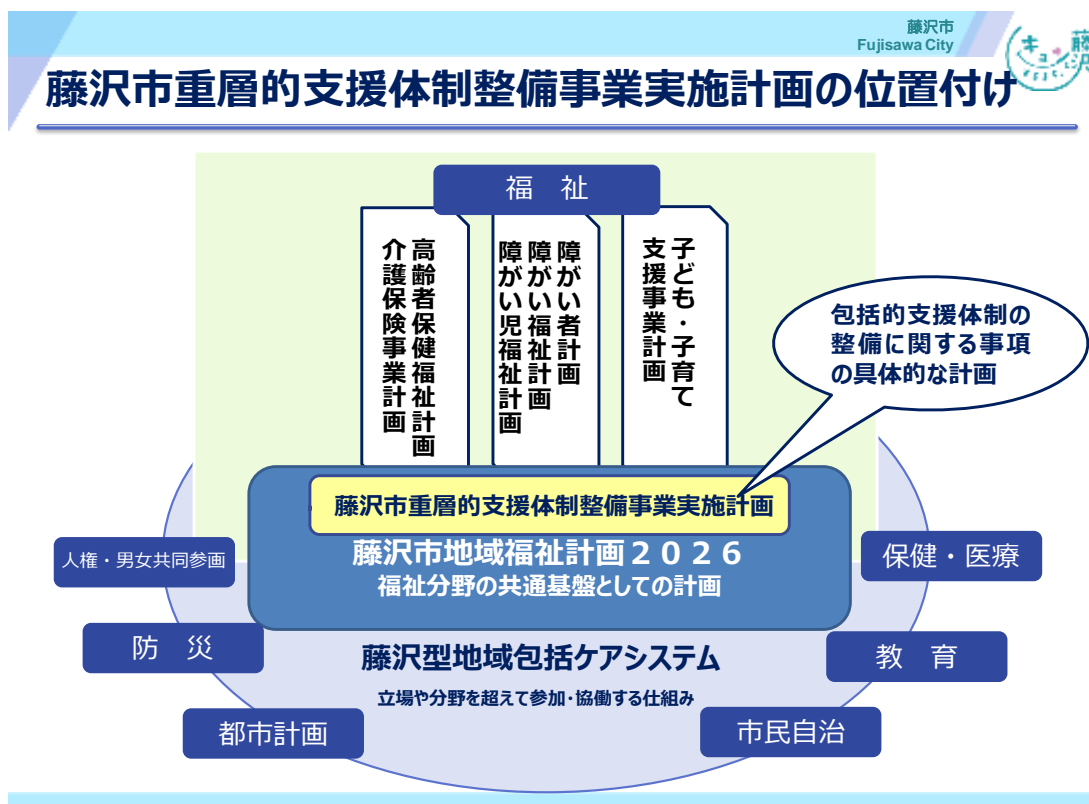
「重層的支援体制整備事業実施計画」は、高齢者、障がい者、児童をはじめとする福祉の各分野における、共通的事項を盛り込んだ「地域福祉計画」に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的支援体制整備事業の実施に関する具体的な計画を定めるものとされています。

本市では、福祉の各分野の基盤計画として既に策定している「藤沢市地域福祉計画 2026」に基づく施策の具体的な実施計画として、また、藤沢型地域包括ケアシステムにおける取組事項として「藤沢市重層的支援体

制整備事業実施計画」(以下、「事業実施計画」とする。)を策定するものです(図表2)。

事業実施計画の策定により、「藤沢市地域福祉計画2026」で定めた施策の具体化を進め、庁内外の関係機関が、重層的支援体制整備事業の意義を共通事項として捉えることにより、これまでの取組のさらなる深化・推進をめざすものです。

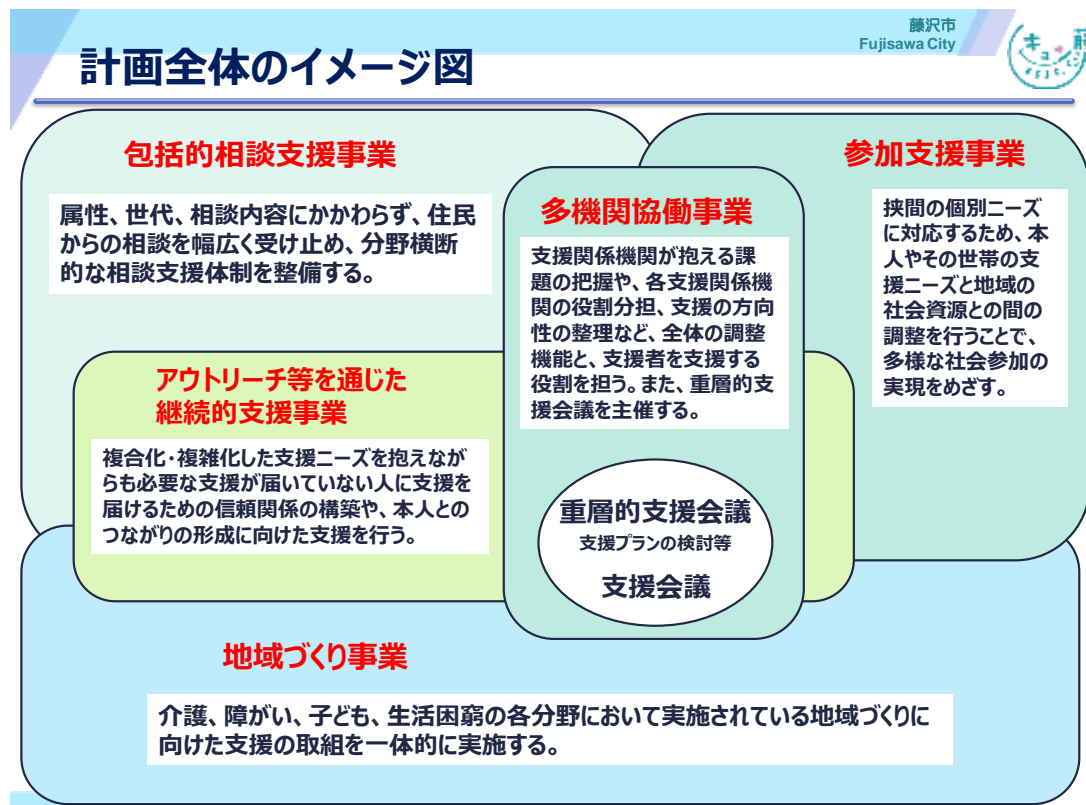
図表2



(2) 計画全体のイメージ

事業実施計画においては、これまでの「藤沢型地域包括ケアシステム」にかかる様々な取組を最大限に活用した実施体制を構築するものとします。なお、計画全体のイメージは図表3のとおりです。

図表 3



(3) 藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画（案）

「資料 2」を参照。

3 これまでの経過及び今後のスケジュール

<令和 4 年>

4 月～

庁内における諸施策・諸事業、予算の組み替えに関する検討

10 月～12 月

(1) 関連する各会議体で、事業実施計画の策定について説明を実施

(2) 事業に関連する委託事業者等への説明・意見聴取

<令和 5 年>

2 月

市議会定例会厚生環境常任委員会において、報告

3 月

市議会定例会予算等特別委員会において、予算案の審議

令和 5 年度予算の議決後、事業実施計画の策定

4 月

事業の本格実施

以 上

(事務担当 福祉部地域共生社会推進室)